

# クロスカントリー競技規則

## 1 総論

大会は、モーターサイクル（以下車両という）の信頼性及び規定された条件の基に規定時間若しくは規定周回しいを走破し、参加ライダーの技量を競うために開催される。

## 2 コース

コースは、参加する選手の技術を競うに相応しい設定でなければならない。レース時間は原則3時間とし、トップチェッカー方式で終了するものとする。レース時間は特別競技規則に記載される。

## 3 大会特別規則（SR）の発行

主催者は、大会特別規則（SR）を発行しなければならない。大会特別規則（SR）には、エントリー料金、宿泊施設等、開催地に関する必要な情報が含まれることとする。

## 4 エントリー用紙

全てのエントリーは、各大会主催者の準備するエントリー用紙に記入され、ライダー、チーム、スポンサー及び車両製造メーカーまたはインポーター等に関する情報が漏れなく記入されていなければならない。

## 5 司法

適切な種目及び職能を有するライセンスを所持するMFJ競技役員またはFIMエンデューロオフィシャルライセンス所持者によって大会は管理され、そのすべての競技役員とアシスタントは競技監督の管理下にある。

5-1 MFJライセンスを所持する競技役員以下の役務を行う競技役員は、当該年度有効なMFJ競技役員ライセンスまたはFIMエンデューロオフィシャルライセンスを所持していなければならない。

- 審査委員長……競技役員1級（種目問わず） エリア選手権・地方選手権においては2級（種目問わず）  
又はFIMエンデューロオフィシャルライセンス所持者
- 審査委員……競技役員2級以上（種目問わず）  
又はFIMエンデューロオフィシャルライセンス所持者
- 競技監督……競技役員2級以上（モトクロスに限る）  
又はFIMエンデューロオフィシャルライセンス所持者
- 車検長……競技役員2級以上（種目問わず）所持者
- 計時長……競技役員2級以上（種目問わず）所持者

### 5-2 競技役員不適格者

すべての競技役員は、ライダー、メカニックとして当該競技会に参加している者であってはならない。

### 5-3 車検長

主催者より任命される車検長は、MFJ規則並びに大会特別規則に車両や装備が適合しているかどうか確認しなければならない。

### 5-4 競技監督の役務

5-4-1 競技監督は、大会の健全な運営と管理に対する責任を有する。

5-4-2 すべての競技役員が揃い、各役務に従事する準備が整っていること及び安全管理・医療体制に関わるスタッフが揃っていることを把握し、かつ、コース及びセクションのすべてが良好な状態を保つことに従事する。

- 5-4-3 MFJ 規則が遵守されているかどうかを判断し、必要に応じて審査委員会にペナルティーを上申する。
- 5-4-4 ライダーと車両が登録されたものと相違無いか、及びライダーが競技参加資格を有しているかを確認する。  
競技参加に不適切である行為が行われた場合のペナルティー（ライセンス停止・競技参加資格剥奪等）を「国内規律裁定委員会」へ上申する。
- 5-4-5 安全上の理由または不可抗力による事由（天災等）が発生した場合に、コース変更・競技時間の変更・一時的な大会の停止・大会の一部キャンセル等を判断する。
- 5-4-6 安全上の理由によりライダーまたは車両のスタートを拒否する、当該ライダーを大会から除外とすることを判断する。
- 5-4-7 競技役員または主催者の任命したスタッフの指示を無視するいかなる人間をもコースまたはセクションから離れるよう命令することができる。
- 5-4-8 すべての決定事項、提出された抗議に対する裁定事項を審査委員会に報告する。
- 5-4-9 タイムキーパー及びその他役員からのレポート、また、その他審査委員会にレポートしなければならない全ての情報をまとめる。また、大会の暫定結果の承認を得る。

## 5-5 計測

大会に使用する計測システム（計測・集計機器）を扱うことができるタイムキーパーが任命される。タイムキーパーはチェックポイントにおいて、競技役員及びライダーにわかるよう、公式タイムを表示する時計を準備しなければならない。

## 5-6 大会審査委員会

審査委員長、審査委員及び競技監督、車検長は、主催者によって任命される。大会審査委員会は、奇数となる人数で構成され、決議が同数の場合は審査委員長が決定票を投じる。

## 5-7 審査委員長の役務

審査委員長の役務は以下のとおりとする。

- 5-7-1 主催者が発行する公式通知及び変更事項の承認
- 5-7-2 競技監督の報告に基く罰則対象選手に対するペナルティーの承認
- 5-7-3 すべての抗議に関する裁定
- 5-7-4 大会リザルトの承認
- 5-7-5 大会の中止・中断の最終決定

## 5-8 審査委員会の権限

審査委員会は、本競技規則、MFJ 規則ならびに大会特別規則に則り、大会の公正な運営を監視する責任に基づき、競技監督をはじめとする大会運営すべてに対する発言権を有する唯一の最高決定機関とするが、その機能はスポーツとしての運営分野に限定され、大会の法的責任は主催者にあるものとする。審査委員会は、大会中に発生するすべての抗議を裁決し、競技監督・主催者からの要望または独自の権限に応じて大会の開始を遅らせることができる。また、安全上の理由または不可抗力による事由（天災等）が発生した場合に、大会全体の中止・大会の一部キャンセル等を判断することができる。審査委員会は、MFJ 国内競技規則に明記されている条件に則っていかなる罰則も裁定しなければならない。

## 6 クラス

### 6-1 クラスとライセンス

#### 6-1-1 インターナショナル A・B クラス

登録制度が適用される。当該年度有効なエンデューロ国際ライセンス所持者が出場することができる（エンジョイ会員証での出場は認められない）。

ただし、エリア戦においてインターナショナル A クラスはポイント対象外。

#### 6-1-2 ナショナルクラス

当該年度有効なエンデューロ国内ライセンス所持者が出場することができる（エンジョイ会員証での出場は認められない）。

#### 6-1-3 インターナショナル A・B、ナショナルクラスを総称し、“全日本クラス”と呼ぶ。

### 6-2 昇格

エリア戦において当該年度のインターナショナル B クラス 1 位の 1 名が申請昇格とし申請した場合、翌年インターナショナル A クラスに登録される。ナショナルクラスの選手は MFJ 規則により昇格が決定される。

6-3 東日本エリア選手権シリーズのランキングは6ラウンドのポイントで順位が決定される。

#### 6-4 ライセンス

インターナショナル A・B、ナショナルクラスともに MFJ 公認エンデューロライセンスのみ適用される（エンジョイ会員証での出場は認められない）。

6-4 承認クラスはエンジョイライセンスで参加する事が出来る。

#### 7 ポイント集計方法

7-1 上位の成績を収めた選手に対し、MFJ エンデューロ規則によってポイントが与えられる。複数日数（2日間等）開催の場合は1日毎の成績に対しポイントが与えられる。

7-2 競技監督より失格を通告されたライダーは、大会審査委員会の許可を必要とする。

7-3 インターナショナル B、ナショナルクラスのそれぞれにおいてランキングが管理される。

7-4 シリーズを通してインターナショナル B クラスにおいて最も多くポイントを獲得したライダー一名はエリアチャンピオンとしてインターナショナル A に申請昇格出来るものとする。

7-5 シリーズランキングにて同ポイントとなった場合は、付則 1-16「全日本選手権ランキング決定基準」（53 頁）に基いてランキングを決定するものとする。

#### 8 順位及び結果（競技終了前の中止）

審査委員会によって競技が中止された場合、競技再開は行われない。

8-1 万一、競技が予定走行時間の半分（50%）の時間が終了する前に中止された場合、当該イベントは無効とされる。

8-2 万一、大会が競技終了前で中止された場合、審査委員会はイベントを無効とするかまたは状況に準じた正当性のある結果及び賞を宣言することができる。

#### 9 ライダーライセンス

インターナショナル A・B クラス：当該年度有効なエンデューロ国際ライセンス

ナショナルクラス：当該年度有効なエンデューロ国内ライセンス

併催される承認クラス：エンジョイ会員。

#### 10 エントリー

競技に参加を希望する者は、大会主催者の用意する所定のエントリー用紙に必要事項全てを記入し、締切日までに主催者宛に送付しなければならない。

エントリー締切日は、当該大会開催日（2日間の場合はその初日）の1ヶ月前までに大会主催者宛必着を原則とするが、大会特別規則に記載された場合はそれに従うものとする。

#### 11 車両の仕様

11-1 車両はエンデューロ技術規則に従わなければならない。

##### 11-2 全日本クラスゼッケンナンバープレート

インターナショナル A クラス＝赤地に白文字

インターナショナル B クラス＝紺地に白文字

ナショナルクラス＝黒地に白文字

ウイメンズクラス＝紫地に白文字とし左上に W の文字を入れる

##### 11-3 エキゾーストシステム

各車両には、エンデューロ技術規則に準拠したエキゾーストパイプ及びサイレンサーが装備されていなければならない。

##### 11-4 車両のオリジナルパーツ

事前車検（大会特別規則に時間等詳細について明記される）において合格した場合、事前車検に合格した事を示すシールを貼り付けなければいけない。

##### 11-5 音量テスト

車両は、事前車検時に行われる音量テストに合格しなければならない。

このテストにおいて、マシンのエアフィルターボックスの吸気側を塞いだりしてはならず、エアフィルターエレメントを除き、いかなる素材（スポンジ、布、気泡素材等）もエアフィルターボックス内に取り付けてはならない。

事前車検における音量テストで音量規定値（大会特別規則に定める）の最大レベルより 2 dB/A 以上超過している場合、当該ライダー及び車両の出走は認められない。

ライダーは、主催者が指定する事前の音量テスト時間内であれば、何度でもテストを受けることができる。

## 12 車両の検査

### 12-1 車両の検査

- ・ 車両の検査は、競技会会場にて行われなければならない。
- ・ 車検長の要請に従いライダーは自分の車両を車検場に自分で持ち込まなければならない。
- ・ 競技会中のいかなるときでも、ライダーは自分の車両が規則に準拠していることに関して責任を持たなければならない。
- ・ それぞれの車両は規則に準拠した状態でなければならない。
- ・ 大会期間中において、審査委員会及び競技役員は、危険と判断した車両を失格とすることができる。

### 12-2 燃料

すべての車両は、一般に入手できる無鉛ガソリンを使用しなくてはならない。燃料に関する違反があった場合、当該ライダーは失格とする。

## 13 大会運営について

### 13-1 車両の変更

エントリー締切日以降、車両及び参加クラスの変更は、その理由を明確にし、書面で提出しなければならない。変更申請手続きは、第 1 回公式車両検査開始時間の最低 24 時間前までに大会主催者に提出され、競技監督及び審査委員会にて承認されなければならない。

### 13-2 レース中の公式シグナル

13-2-1 選手は、競技中にシグナルを確認し、そのシグナルに従わなければならない。

13-2-2 公式シグナルは以下のとおりとする。

- ・ 日章旗→スタート合図
- ・ チェッカーフラッグ→競技終了
- ・ 赤旗→ 全員走行停止 スタートのやり直し
- ・ 黒旗+黒地に白文字でゼッケンナンバーが書かれたボード→ 示されたゼッケン番号の選手はピットイン
- ・ 黄旗（静止）→ 危険予告 減速
- ・ 黄旗（振動）→ 危険予告 徐行 停止準備 安全確認 追い越し禁止
- ・ 青旗（振動）→ 警告、ラップされようとしている

## 14 スタート

14-1 スタートは原則としてクラス単位の一斉スタートとする。ただし、主査者が別途各大会特別規則（SR）で定めた場合はその方法に従うものとする。

### 14-2-1 スタート整列

14-2-2 整列は大会特別規則（SR）に指定が無い場合、原則ゼッケン順とする。また各クラスが一行に整列出来ない場合、複数行でのスタートとなる場合がある。

### 14-2-3 ゼッケンの指定方法

①インターナショナル B クラスの年間指定ゼッケン

インターナショナル A クラスへ昇格した選手を除く前年ナショナルクラスのランキング上位から指定する。（ポイント獲得者のみ）

②ナショナルクラスの年間指定ゼッケン

前年度のランキング順。ランキングの無い選手はエントリーした大会の主催者より指定される。

14-2-4 全日本クラスのインターナショナル A・B とナショナルクラスは全て連番で管理される。（インターナシ

ヨナル A→B→ナショナルクラスの順で連番で割り振られる。(ゼッケンの重複は認められない。)

#### 14-3 スタート

大会特別規則に従い、原則として各クラス与えられたゼッケン番号順に整列しスタートする。ただし、各大会の主催者及び、審査委員会の判断により別途スタート方法が指示される場合があり、その方法は大会特別規則 (SR) に明記される。

#### 14-4 スタートの準備

指定された時刻までにスタート位置へ車両を移動しなければならない。その場合原則として車両は押して移動しなければならない。エンジンを始動する事は禁止される。

スタート 5 分前までに整列出来なかった選手は、全ての選手がスタートを完了後に、最後尾よりスタートしなければならない。

#### 14-5 スタート方法

スタートはフラッグの合図で各クラス毎の一斉スタートとし、スタート位置は主催者より指定される。ただし、別途大会特別規則に定める方法でスタートを行う場合がある。

#### 14-6 エンジン始動

エンジンはエンジンスタートの合図で始動する。それ以前の始動は認められない。

#### 14-7 審議対象者のスタート

審議対象者となったライダーがスタートを希望する場合、最後尾よりスタートする事が許可される。スタートが許可されないのは、審査委員会により失格が確定された時のみである。

### 15 レースの中止、中断及び再スタート

15-1 スタート直後のクラッシュやミスコース、重大な事故等によるケガ人の救出などによりレースを中断、中止する場合がある。

15-2 スタート直後のクラッシュなどによりレース続行が不可能と判断した場合、赤旗によりレースを中止する。再スタートは 15 分以内に行われ、ライダーは当初のスタート位置からスタートするものとする。この場合レース時間を短縮する事は無い。

15-3-1 スタート後にミスコースその他により競技続行が不可能と判断された場合はレースを一旦中止する場合がある。

15-3-2 再スタートは、順位が特定出来ない場合は初めの位置からの再スタートとし、順位が特定出来る場合はその順位順に 5 秒間隔で再スタートする。この場合競技監督の判断によりレース時間を短縮する事があり、その時間はスタート前に全員に告知される。

15-3-3 レース中に重大な事故等により救護活動を行う場合レースを一旦中止する場合がある。中止は次の方法から適切な方法を選択し、参加者は競技役員の指示に従わなければならない。

① コース上の複数地点で競技役員の指示により全車停止し、救護活動終了後に再スタートする。

② チェックポイント通過後に全車停止し、救護活動終了後に再スタートする。

何れの場合も再スタートの方法は停止位置から 10 秒以内の間隔で一台ずつ再スタートするものとし、救護活動中の時間もレース時間に含まれる。

また、競技継続に問題がないと判断される場合、競技役員の指示により救護活動区間での追い越し禁止または徐行が命じられる場合がある。これに従わなかった場合ペナルティが課せられる。

### 16 燃料補給及び競技中の整備

16-1 主催者は燃料補給や競技中の整備を行う為のピットを設けなくてはならない。

#### 16-2 燃料補給

競技中の燃料補給はピットでのみ許可される。それ以外の場所で行った場合失格となる。

#### 16-3 環境保護

ピットでは燃料が地面にこぼれることを防ぐ機材 (総称して「環境保護マット」と呼ぶ) の使用を推奨する。

このマットの最低寸法は、車両のホイールベース長及びハンドルバー幅以上のサイズのものが望ましい。

## 17 外部からの移動装置の禁止

競技会中の車両は、エンジンの動力・その車両で参加しているライダーの体力・自然の力でのみ移動する。

## 18 その他の外部からの援助

「外部からの援助」とは、ライダーまたは役務に従事している競技役員以外の者が車両に接触することを指す。

18-1 どのような場合でも外部からの援助は認められない。これに違反した場合は失格となる。

但し、コース上でライダー同士の援助は可能とする。

## 19 禁止される伝達方法

ライダーは、いかなる者とも無線の受信・交信を行ってはならない。違反した場合は失格とされる。

## 20 リタイヤ

競技会からリタイヤしたライダーは全て、競技用ナンバープレートを消すか取り外さなければならず、他のライダーの同伴としてコースを継続して走行することは認められない。本規則に違反した場合、当該ライダーは、資格停止とされ、同伴を許したライダーは失格または他のペナルティーが科せられる。リタイヤするライダーは、速やかに大会本部へリタイヤすることを申告しなければならない。

## 21 コース及びコースマーカー

### 21-1 コース

コースは、コーステープ及びコースマーカーで指定された区間とする。

### 21-2 コースマーカー

コースマーカーは白の下地に赤の矢印で指される。

21-3 競技中にコーステープを切った場合、必ずコーステープを修復してから競技に復帰しなければならない。これを怠った場合ペナルティが課せられる。

21-4 競技中にコースアウトした場合、その場所まで戻ってから競技に復帰しなければならない。どのような場合でもショートカットは認められない。

## 22 周回チェック

周回チェックの区間では追い越しが禁止される場合がある。追い越し禁止区間は黄旗で示される。

## 23 競技時間の短縮

気象条件その他の事情によりレースを短縮する場合がある。その場合その内容は十分な余裕を設けて全選手に伝えられなければならない。

## 24 競技の終了

競技はスタートより規定時間を経過後、トップの選手が計時ポイントを通過した時点で終了する。

## 25 完走の定義

各クラス一位の選手の周回数の50%（小数点切り捨て）以上周回した場合、完走扱いとする。

## 26 順位の決定

優勝者は定められた時間内に最も多く周回したライダー。又は定められた周回数を最も早く走行したライダーとする。二位以下は完走者で計測終了時点での周回数順とし同一周回数の場合はチェックポイント通過順とし、チェッカーを受ける事を完走条件とはしない。

未完走者に順位やポイントが与えられる事はない。

## 27 計時の終了

大会特別規則 (SR) にてトップチェッカー後の計測終了タイムが指定される。指定された時刻までにチェックポイントを通過出来なかった場合はその周を無効周回とし、直前の周回までの順位で順位を決定する。

## 28 リザルト

リザルトは大会終了後、一時間以内に掲示されなければならない。

## 29 ペナルティーリスト

### 29-1 失格

- ① コースの逆走。但し、走行困難な上りにおいて、一旦下り再チャレンジする場合の逆走は可とする。この場合コース脇を十分徐行して下り、走行するライダーの進路を妨害してはいけない。妨害した場合は失格となる。
- ② 示された合図旗に従わなかった場合。
- ③ フライングを2度繰り返した場合。
- ④ 役員の指示に従わなかった場合
- ⑤ 車検後の車両入れ替え
- ⑥ 未登録ライダーの入れ替え
- ⑦ ケガ、その他身体状況を考慮し主催者が競技継続困難と判断した場合。
- ⑧ 薬物、又はアルコールを摂取している選手。
- ⑨ 車両規定違反
- ⑩ 指定された場所以外での給油
- ⑪ 外部からの援助

### 29-2. 1周減算または失格

- ① ピット以外でのガス給油を行った場合
- ② レース中にオフィシャル、参加ライダー以外のいかなる援助を受けた場合。
- ③ ショートカット
- ④ 切ったコーステープを修復しなかった場合。

### 29-3. 1周減算

- ① 故意に他のライダーの走路を妨害した場合。
- ② 正当な理由なくして競技中にコース上に停止し続けた場合。
- ③ ピットでの危険行為
- ④ ウォーミングアップ中止後、競技役員の許可なくエンジンを始動させた場合。

## 30 競技役員

違反行為があった場合、競技役員は、可能な限り迅速かつ明確に当該ライダーに対しその違反について伝えなければならない。

主催者は、当該大会に携わる競技役員リスト（氏名、ライセンス種類及びライセンス番号）を遅くとも大会前日までに公表しなければならない。

## 31 公式通知

ライダーは、全ての競技結果・計測結果・距離及び決定事項等、主催者が発行する全ての公式通知を厳守しなければならない。

正式競技結果が公表される前に、競技結果や抗議の裁定を告知してはならない。

### 32 説明の要求

ライダーは競技内容に関わらず、競技結果に関する説明を求める場合、特別規則に定められている時間内に書面にて審査委員会に要求することができる。

### 33 抗議

当該大会に出場しているライダーのみが抗議保証料 10,000 円とともに抗議を提出することができる。抗議が受け入れられた場合、抗議保証料は返還される。抗議は、以下に記す時間以内に提出されなければならない。

33-1 ライダーまたは車両に関する抗議の場合、競技終了後 30 分以内に提出されなければならない。

33-2 上記以外は暫定結果発表後 30 分以内に審査委員会に対して提出されなければならない。

33-3 審査委員会による事情徴収の結果は、抗議申請が提出された時間から 60 分以内に書面にて受領する。審査委員会決定に対する如何なる抗議も認められない。

33-4 抗議は国内競技規則第 3 章「抗議」(41 頁)による。

33-5 抗議は当該ライダーだけが行なうことができる。

### 34 規則の解釈

本規則及び大会特別規則 (SR) の解釈は、MFJ エンデューロ部会および各大会主催者の責任下にある。本規則及び競技に関する疑義は大会事務局宛に質疑申し立てできる。なお、この回答は大会審査委員会の決定を最終的なものとする。

### 35 表彰式典

表彰式は、最終ライダーのフィニッシュ後 2 時間以内に行われなければならない。

特別な理由が競技監督及び主催者により認められない限り、参加選手は表彰式に出席しなければならない。

インターナショナル A・B クラスとナショナルクラスは混走で行なわれても良いが、成績結果・各大会の表彰は全て分けて表彰しなければならない。年間ポイントランキングもクラスごとに分けて管理される。

### 36 肖像権

主催者はエントラント (ライダー・メカニック・補助員) 及び選手に同行する関係者全ての氏名・写真等を大会広報のために、テレビ・ラジオ・インターネット・印刷媒体等を使用する権利を有する。また、主催者が認めたプレスが報道目的でこれらを使用することを認める権利を有するものとする。

### 37 本規則の施行

本規則は、2012 年 1 月 1 日より施行する。